

I．医療安全管理指針

1．基本理念

医療現場では 医療従事者の不注意が、単純あるいは重複することによって医療上好ましくない事態を起こし、患者の安全を損なう結果となりかねない。患者の安全を確保するためには、医療従事者の努力が求められる。更に、日常の行為に対して幾つかのチェックポイント設け、過ちが直接患者に影響を及ぼさないようなレジリエンスの仕組みを構築する必要がある。

本指針はこのような考えのもとに、それぞれの医療従事者の個人レベルでの事故防止対策と、医療施設全体の組織的な事故防止対策の二つを推し進めることによって、医療事故を無くし、患者が安心して安全な医療を受けられる環境を整える事を目標とする。当院において病院長を中心として、全職員がそれぞれの立場からこの問題に取り組み、患者の安全を確保しつつ、高度な医療を提供していくために全職員の真剣な取り組みを要請する。

尚、当院医における医療安全に関する取り組みは、「医療安全対策マニュアル」に基づき実施する。

2．委員会・その他組織

当院における医療安全対策と患者の安全確保を推進するために、本指針に基づき以下の委員会を設置する。

委員会の詳細は、委員会規定で定める。

- 1) 医療安全対策委員会
- 2) 医療安全推進者会議
- 3) 医療機器安全委員会
- 4) 看護部医療安全委員会

3．当院での「新しい治療手技」を導入する場合、治療実施前には関連する部署の職員と手順、機材の使用方法を周知する。

- 1) ガイドライン等で治療手技が標準的されるものであれば、導入の妥当性を当該診療科のカンファレンスで協議し、診療科責任者がその可否を決定する。
- 2) 担当医が経験の無い新規の手技に関しては、医療安全対策委員長に報告し了解のもと、経験豊富なスペシャリストを招聘し、指導のもとに実施する。
- 3) ガイドライン等で臨床試験して行ふべきとされるものについては、医療安全対策委員長に報告し了解のもと、倫理委員会に諮る。

4. 医療安全管理のための研修

医療安全管理のための研修実施

- 1) 委員会は、予め作成した研修計画に従い、年2回、全職員を対象とした医療安全管理のための研修を定期的開催するほか、必要に応じて適宜開催する。
- 2) 研修は、医療安全管理の基本的な考え方、事故防止の具体的な手法等を全職員に周知徹底することを通して、病院の文化として職員個々の安全意識の向上を図るとともに、当院全体の医療安全を向上させることを目的とする。
- 3) 職員は、研修が実施される際は、極力、受講しなければならない。やむを得ず欠席した職員には、研修を録画したDVDの閲覧と関連質問への解答を義務付ける。
- 4) 医療安全対策委員会は、研修を実施したときは、その概要を記録し保管する。

5. 医療安全管理を目的とした改善方針

- 1) 事故などが起きた場合は、インシデントレポート実施要項にもとに基づき報告する。
- 2) 委員会は、報告に基づいた情報を分析し、再発防止策・予防策を作成し、職員に周知する。また、各部門での実施状況を把握し、再発防止策、予防策の評価をする。

6. 医療事故発生時の対応

1) 救命措置の最優先

医療側の過失の有無を問わず、患者の生命や身体に望ましくない事象が生じた場合には、病院の総力を挙げて患者の救命、被害の拡大防止に最善を尽くす。

2) 院内連絡体制

定められた院内の報告体制に基づき、事故の状況、患者の状態等を報告し、病院長等へ迅速かつ正確に報告する。

病院長は必要に応じて緊急医療安全対策委員会を招集・開催し対応を検討する。

3) 患者・家族・遺族への説明

事故発生後、救命措置に支障を来さない限り、速やかに家族へ連絡する。家族等の身体状態や気持ちにも十分配慮しつつ、分かりやすく事実経過について説明する。説明には、説明担当者のほか、上席医や他の医療従事者が立ち会い、説明内容、質問、回答などを必ずカルテに記載する。

詳細は、医療安全対策マニュアル「医療事故発生時の対応」を参照。

7. その他

1) 本指針の周知

本指針の周知については、病院長、医療安全対策委員会等を通じて、全職員に周知徹底する。

2) 本指針の見直し、改正

- (1) 医療安全の推進に必要な方針は、医療安全対策委員会で定める。指針の見直し、変更についても同様にする。
- (2) 安全管理マニュアル改正は、医療安全対策委員会にて決定する。
- (3) 侵襲的な検査、処置に関するマニュアルは医療安全対策委員会にて承認する。
別表「侵襲的な検査・処置一覧」を参照。

3) 本指針の閲覧

本指針は、患者及びその家族から閲覧の求めがあった場合には、これに応じる。
また本指針についての照会には医療安全対策委員会が対応する

4) 患者からの医療安全に関する相談への対応

医療安全に関する患者からの相談は、院内の投書箱及び患者相談窓口を経由し、連絡を受けた医療安全管理者が対応する。患者及び家族からのご意見は医療安全管理に反映していく。